

御宿町子ども読書活動推進計画

令和5年4月

御宿町教育委員会

目 次

第1章 はじめに

- 1 子どもの読書活動の現状
- 2 子どもの読書活動の意義

第2章 御宿町子ども読書活動推進計画の基本方針

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の期間

第3章 読書活動のための具体的な取組

- 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
 - (1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割
 - (2) 家庭教育での読書活動の推進
 - (3) 「子ども読書の日」の啓発
- 2 図書館における子どもの読書活動の推進
 - (1) 児童図書館の充実
 - (2) 人材の確保と育成
 - (3) ブックスタート事業の充実
 - (4) ボランティア活動の活性化
 - (5) 「子ども読書の日」事業の実施
 - (6) 子どもに対する「おすすめ本リスト」の作成
 - (7) 学校との連携
- 3 学校における読書活動の推進
 - (1) 学校図書館の充実
 - (2) 学校における読書活動の充実
 - (3) 学校図書館活動の充実

- (4) ボランティア団体等との連携
- 4 認定こども園における読書活動の推進
 - (1) 図書整備
 - (2) 読書活動の充実
 - (3) 読書活動の研修への参加
 - (4) 家庭との連携強化
 - (5) ボランティアによる支援
- 5 子どもの読書環境の整備・充実
図書室の整備・充実

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の現状

子どもたちを取り巻く情報環境は、活字からテレビ、ビデオ、ゲームなどの映像文化が主役となり、近年はインターネット、SNSなどの情報ツールが発達し、目まぐるしく変化しています。そのため、多くの情報を短時間に得ることが可能となり、子どもたちの興味・関心は多様化しました。

このような情報環境の変化を背景に活字離れ、読書離れが進んでおり、そのことは、子どもたちの言語能力や表現力の低下、日本語の乱れなどに影響があると指摘されています。

このようなことから、町では、子どもたちが読書を通じて感性を磨き、表現力を高めるとともに、豊かな想像力を育む環境づくりを計画的に行うため、平成30年4月に「御宿町子ども読書活動推進計画」を策定し、本町における子どもの読書活動を推進するにあたっての基本的な方針や具体的な取り組みを明確にしたところであり、前計画の計画期間が終了したことから、計画の見直しを行うものです。

子どもをめぐっては、情報社会の進展などからいじめの潜伏化や犯罪の若年化などが問題視されるとともに、SDGsや多様性の尊重など、新たな課題への適応などが求められています。こうした環境の中、子どもたちの心に潤いや安らぎを取り戻し、幅広い視野での物事を捉え、考える能力を身につけるための読書の重要性は、これまで以上に高まっています。

本町では、平成9年度から全小・中学校で「朝の読書」を実施して、各教科や総合的な学習でも計画的に図書室の活用を図っています。また、小学校ではボランティアによる読み聞かせも実施し、認定こども園では、日々の保育の中で読み聞かせの時間を設け、読書の動機付けや情緒の安定を図っています。また町公民館の図書室では、子どもが楽しめる質の高い資料の収集や、調べ学習などに対応する資料の充実を図るとともに、保健福祉課の乳幼児相談の際にブックスタート事業を実施するなど読書への関心を高める工夫をしており、引き続き豊かな感性と創造力とともに、多様性の社会に対応し、広い視野と互いに尊重し合う心の育成のため読書活動の活発化を進めます。

2 子どもの読書活動の意義

乳幼児期における保護者や周囲の大人の愛情こもった絵本等の読み聞かせは、心にぬくもりや安らぎを与え、豊かな感性、困難を乗り越える力や知恵、思いやりの気持ちを育む基になると言われています。

また、児童・生徒においては、文章を読むことにより言葉を理解し、創造力、表現力を豊かにし、人生をより深く生きていく力を身につけることに資するなど、子ども達の成長にとって読書の役割は大きいものです。



第 2 章 御宿町子ども読書活動推進計画の基本方針

1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「法」という。）は、平成 13 年 12 月 12 日に制定公布され、同法第 9 条第 2 項では、市町村には、子どもの読書活動の推進に関する施策について、計画策定の努力義務が課せられています。また、法第 2 条では、基本理念として、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことができないものであることをかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とされています。

本計画は、法の基本理念を受け、本町の子ども達が、自主的に読書活動する環境づくりを進めるため、読書に関する総合的な方針と関係機関における具体的な取り組みを示すものです。

2 計画の期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

第3章 読書活動のための具体的な取組

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割

子ども達が読書活動に学校等に限らず、日頃から図書と接する機会を得ることが肝要です。読み聞かせや親子での読書などの重要性を保護者等に伝えるなど、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」を目標に読書の習慣化の推進に努めます。

また、町保健福祉課で行なっている乳幼児相談など、子どもと親が集まる機会を利用し、乳幼児が絵本を介して親子の絆を深めるブックスタート事業の取組みを積極的に行い、家庭での読書活動推進を支援します。

(2) 家庭教育での読書活動の推進

本町が開催する「認定こども園・小中学校の家庭教育学級」などの機会に、読書に関する講座や講演会を開催し、読書の重要性について理解と関心を高めていきます。

(3) 「子ども読書の日」の啓発

「子ども読書の日」の意義についての理解を深めるとともに4月23日の「子ども読書の日」の関連事業の参加について啓発に努めます。

2 図書室における子どもの読書活動の推進

(1) 児童図書の充実

子どもの読書活動推進を図るため、ニーズの把握に努め図書の充実を図るとともに、より利用しやすく快適に過ごせるよう環境整備を進めます。

(2) 人材の確保と育成

子どもの読書活動を推進する上で必要な知識や技術を有する人材確保を行うとともに、関係する研修会への参加しやすい環境づくりなど活動が継続的に行える人材育成に努めます。

(3) ブックスタート事業の充実

本町では絵本を介して親子の絆を深めるための事業として平成30年4月から教育課においてブックスタート事業を実施しています。

保健福祉課の乳幼児相談の際に図書職員から絵本を手渡し親子の心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動として積極的に取り組

みます。

(4) ボランティア活動の活性化

本町ではボランティア団体「読み聞かせグループおんじゅく」が定期的に認定こども園や小学校へ出向き、図書を身近に感じるための活動を行っています。地域と協働した子どもの読書活動をより推進するため、読み聞かせなど、読書活動に関わる講座の周知や推奨など、ボランティアの育成や確保に努めるとともに、活動の活性化を図ります。

(5) 「子ども読書の日」事業の実施

子どもの積極的な読書活動への意欲を高めるため、4月23日の「子どもの読書の日」の啓発事業として放課後子ども教室での絵本の読み聞かせなどを実施します。

(6) 子どもに対する「おすすめ本リスト」の作成

図書室に夏休み前、「おすすめ本リスト」を作成するなど子どもがより多くの本と出会える機会の提供に努めます。

(7) 学校との連携

中学生の職場体験事業の受け入れなど、学校と連携しながら、子どもたちの図書室に対する知識の向上と、利便性の周知に努め、施設の利用度向上に繋がります。

3 学校における読書活動の推進

(1) 学校図書室の充実

学校図書は、児童・生徒の自由な読書活動の場として、学習に対する興味・関心を持たせ、読書センター（豊かな心を育む機能）と学習センター（調べ学習の資料提供の機能）、情報センター（情報活用を育む機能）があります。これらの機能を果たすための図書の計画的な購入をしていきます。

また、図書の整理や補修、小学校での読み聞かせやレファレンスなど、子ども達が図書に親しむ環境づくりを引き続きボランティアなど、地域と協働しながら実施していきます。

※レファレンス：学習、研究、調査に必要な資料などを利用者が、求めた際に、必要とされる情報等を提供、回答するサービス

(2) 学校における読書活動の充実

学校図書室は、各教科や総合的な学習等で読書活動・調べ学習など多様な目的で活用されています。これらの学習活動を更に充実させるために、児童・生徒の読書への興味・関心を高めていく必要があります。

す。朝の全校読書タイムを小・中学校で実施して、その習慣が定着をしていることから、利用しやすい図書室の環境作り等各学校の実態に合わせて工夫をしていきます。また、家読（ファミリー読書）も推進し、家庭と連携して家族間のコミュニケーションを深めながら読書の習慣化を図っていきます。

（3）学校図書室活動の充実

現在、図書室では司書教諭や図書担当専任教諭がいないため開放時間が限られている現状です。そのため、図書委員会による昼休み等の読み聞かせや読書集会の実施など、引き続き図書室を身近に感じて図書を気軽に利用できる環境づくりに努めます。

（4）ボランティア団体等との連携

学校図書室の運営にあたっては、現在「読み聞かせグループおんじゅく」をはじめとするボランティアと連携・協力しながら、環境整備を図っています。今後も新たなボランティアの発掘や育成に努め、地域、教育委員会、学校が相互に連携、協力しながら図書室の機能充実に努める体制づくりに努めます。

4 認定こども園における読書活動の推進

（1）図書の整備

認定こども園内の「図書コーナー」については、乳幼児の年齢、発達に応じた読書、読み聞かせができるよう絵本、紙しばい等の充実に進めます。

また選びやすく、取り出しやすい工夫をするなどにより、日頃から図書を身近に感じ、親しめる環境づくりを進めます。

（2）読書活動の充実

子どもが絵本に初めて触れる時期は、生後5か月頃からと言われています。また、子どもたちが本好きになるかどうかは、絵本で味わった楽しみの量とも言われています。そのため、こども園での絵本の「読み聞かせ」を実施する時間や環境を工夫し、繰り返し行うことで絵本の良さを感じる力、楽しむ力、さらには物語を楽しむ力が育つよう取り組みます。

また「読み聞かせ」にあたっては、年齢、発達に応じた絵本、興味や関心に即した絵本の選定をするとともに、幅広いジャンルから選び、新たな興味、関心を引き起こすきっかけづくりに繋がります。

（3）読書活動の研修への参加

保育士等が、乳幼児が絵本などに親しむための情報や知識、技術を取得するために、読み聞かせや読書指導の方法等の研修会や講演会へ積極的に参加する環境づくり、体制づくりを進めます。

(4) 家庭との連携強化

園便り等で「おすすめ絵本」の紹介を行うなど、こども園以外でも、本を楽しむことができる環境づくりを進めます。

また、読み聞かせなど、子どもと一緒に読書を楽しむことの意義や大切さを伝え、絵本を通じた子育てを、家庭と連動して継続的に行う体制づくりに努めます。

(5) ボランティアによる支援

乳幼児が絵本の楽しさと出会うためには、大人による読み聞かせは 欠くことのできないものです。読み聞かせは、より幅広い方々が関わることで、心地よさや愛情、安心を感じることができることから、図書に触れる楽しさも増し、読書への興味、関心も高まります。保育のなかで様々な方が読み聞かせに関われるよう、読み聞かせボランティア「読み聞かせグループ御宿」をはじめ、地域と連携協力する体制づくりに取り組みます。

5 子どもの読書環境の整備・充実

図書室の整備・充実

的確、迅速にニーズを捉えるとともに、話題の書籍や地域に縁のある書籍等の把握に努め、図書の充実を図るとともに、利用しやすい図書の整備、図書室運営を推進します。

また、図書検索についてはインターネット等を活用し、県や他市町村の図書館と連携した貸出事業の取組みとして「図書なんでも 110 番（指定日にレファレンスサービス実施）」を開設し読書推進を図ります。